

**No.12** 2002年5月発行

# 淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## CONTENTS

- 第12回淀川部会の内容……………P.1
- 第12回淀川部会の資料より抜粋……………P.9
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年2月5日(火)第12回淀川部会が行われました。



【大阪会館にて】

## 第12回淀川部会 委員リスト

2002.2.5現在  
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授、 京都大学生態学研究センター教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## 第12回淀川部会の内容

18名の委員が出席して、審議が行われました。前回に引き続き、治水に関する基本的な考え方等について意見交換がなされたあと、河川管理者より 利水の現状と課題に関する説明が行われ、今後の利水の方向性等について 議論が行われました。

### 第12回淀川部会(2002.2.5開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

#### 1 決定事項

- ・次回部会(3月14日15:00~19:00)では、淀川部会としての中間とりまとめ素案をたたき台にして、治水・利水・環境にわたって総合的に討議する。
- ・淀川部会としての中間とりまとめ素案を作成するため、作業部会を設置する。メンバーは、榎屋部会長代理、今本委員、川上委員、原田委員に決定した。
- ・中間とりまとめに向けて、予備としての部会の開催日を4月11日(運営会議開催日)までに設定する。

#### 2 審議の概要

第7回委員会(2002.2.1開催)の報告

資料1を用いて、主に利水に関する議論の内容が報告された。

検討課題(個別項目)に関する意見交換

① 治水・防災について

河川管理者より示された「洪水対策の論点」をもとに、第11回部会(1/26)に引き続き、意見交換が行われた。洪水対策について、これまでの考え方の転換などの基本的な考え方が確認された。

② 利用(利水、河川敷利用等)について

河川管理者より、資料2-1(第7回委員会資料)を用いて、利水の現状と課題に関する説明が行われた後、これからの利水の方向性等について議論が行われた。

一般からの意見聴取

一般傍聴者5名から、再生水資源計画と湧水対策用ダムの建設提案、河川敷のグランド利用、今後の水需要、都市計画の専門家の招聘等について発言があった。

今後の部会の進め方等について

「1 決定事項」の通り了承された。

#### 3 主な説明内容

河川管理者提供による説明

説明要旨:資料2-1「淀川水系 利水の現状と課題」について

利水の現状について

- ・淀川本川の利水は、三川合流点から下流では都市用水、上流では農業用水が中心に利用されており、高度な水利用がなされている。
- ・現在の水資源開発施設は、国土交通省及び水資源開発公団が運用しているものに限定すると、淀川大堰、琵琶湖総合開発、高山ダム等の11施設がある。また、猪名川総合開発、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発など5施設を開発中である。
- ・淀川水系の開発水量（滋賀県を除く）は、現在までに、上水道が約97.3m<sup>3</sup>/s、工業用水が20.5m<sup>3</sup>/sで合計約118m<sup>3</sup>/sである。また、開発中の施設で約7.5m<sup>3</sup>/s分の計画があり、将来的には合計125m<sup>3</sup>/sの供給が可能となる予定である。
- ・三川合流点から下流では、最近10カ年でみると、上水道の取水実績は、大きな渇水被害が起こった平成6年が最大で63.8m<sup>3</sup>/sである。工業用水については12.7m<sup>3</sup>/sである。
- ・淀川下流部（京阪神地区）の上水道、工業用水を合わせた開発量の合計は、約97m<sup>3</sup>/s、実際の取水実績は、最大で76.5m<sup>3</sup>/s（平成6年）である。
- ・上記の数字を捉えて、よく大阪府営水道の“水あまり”が指摘される。現在、大阪府営水道は25.8m<sup>3</sup>/s分の水源を確保しているが、大きな渇水被害が起こった平成6年には、その95%にあたる24.9m<sup>3</sup>/sを利用した。平成6年以後はやや低下傾向にあるものの、暑い日が多かった平成13年度も、平成6年とほぼ同じ量が使用されている。今後、核家族化による個人1人当たりの水需要の増加や、大阪府域内の市町村で水源を地下水から表流水、河川水への転用等を考えると、まだ現在の開発量では安定的な水供給を維持することが難しい。このため、大阪府営水道では、紀ノ川大堰からの取水や丹生ダム等の開発を進め、さらに3.754m<sup>3</sup>/sの水源増を計画している。

#### 水は余っているのか

- ・ダムの貯水容量が50%近くまで下がると、関係者間で協議が行われ、水利用の調整実施が決定される。ここ30年の実績では、ほぼ4年に1度程度の割合で渇水に見舞われ、取水制限が行われている。
- ・取水制限が実施されると、市民生活や産業活動に大きな影響を及ぼす。琵琶湖総合開発の運用開始以降でも、平成6年の渇水時に、取水制限が実施された。制限日数は44日で、琵琶湖総合開発の運用開始以前と比較して短いものの、一部の地域で最大で20%の取水制限が実施され、約4万戸の家庭に出水不良や濁水、断水が生じたり、一部地域でプールの閉鎖や飲料工場の生産への影響、農業用水の枯渇などの被害が起こった。
- ・近年、渇水被害が増加している理由は2つ考えられる。1つは、雨が少ないことである。もう1つは、昭和40年代に計画された室生、青蓮寺、高山、日吉、比奈知ダムは昭和30年代10カ年の平均降水量（2,100mm）のデータをもとに開発水量が決められたことにある。過去120年間の平均降雨量が約1,900mmであるのと比較してもわかるように、非常に降水量が多い気象条件をもとに決定されたことになる。このため、近年の小雨傾向により、目標水量を安定的に開発できていない結果となっている。一方、琵琶湖総合開発は、40カ年程度の気象データを基に計画されたため、比較的安定性はあるものの、最近の少雨傾向を考えると、十分な開発水量が確保されているとはいえない。
- ・ではどの程度、ダムにおいて計画された開発水量が安定的に確保できていないのかを以下の条件でみてみると、

#### 計算条件

琵琶湖総合開発後の運用を前提

ダム等の施設は、現時点で完成しているもの

平成6年の水利用状況（75.7m<sup>3</sup>/s）

昭和53年から54年の気象条件（戦後最大の渇水）

#### 計算結果

- ・琵琶湖の水位がマイナス1.5m以下になり、ダムが空になる期間が3、4カ月続いた上で、琵琶湖の水位がマイナス1.73mとなる。このことは、戦後最大の渇水であった昭和53年から54年の気象条件では、最近10カ年の最大取水量である75.7m<sup>3</sup>/sが確保できないことを示している。

- ・また、淀川下流域の都市用水（上水+工水）を、過去30年間の気象条件のもとで、実際に確保できる水量を以下の条件で計算すると、

#### 計算条件

琵琶湖総合開発後の運用を前提

ダム等の施設は、現時点で完成しているもの

過去30年間（昭和44年～平成10年）の気象条件

維持流量は先取り（確実に確保）

農業用水は都市用水と同等の扱い

#### 計算結果

- ・取水量の年間最大値を8月とし、冬期は夏期の7割程度使用する実際のパターンを前提  
ダム開発の計画確保量(95.6m<sup>3</sup>/s)が安定的に確保できているのは、30年のうちのわずか18年となり、2、3年に1回は計画確保量が確保できないことになる。さらに、最近10カ年の最大取水量である75.7m<sup>3</sup>/sも3年から4年に1回は安定的に確保できないことになる。
- ・近年10カ年の最大取水量は75.7m<sup>3</sup>/s（平成6年）、戦後最大の渇水であった昭和53年から54年に確保できた水量は64.4m<sup>3</sup>/sであり、その比は85%。すなわち、昭和53年から54年の気象条件に対応するには、平常時においても15%の節水が必要となる。
- ・以上を踏まえると、現状の開発施設では、4年に1回程度、何らかの節水が必要になると考えられる。実際の給水制限による影響を考えると、10%までの節水は社会全体での節水努力で克服可能であるが、15%を超えると、給湯器、風呂、トイレ、洗濯など日常生活に大きな支障が出ることが予想され、かなり厳しい状況となる。

#### 今後の河川整備の基本的な考え方

- ・『川を拘束する、制御する』ではなく、『川に生かされる』という観点から今後の河川整備の基本的な考え方を整理すると、以下ようになる。

・ダムから、できるだけ自然のまま水を流す

・琵琶湖の水位は、できるだけ低くならないようにする

・水利用に関するライフスタイルの見直しと渇水に対してしたたかな地域づくり

- ・今後の水需要予測では、市民の節水活動、企業の水利用の合理化を前提に進めていくべきと考えている。しかし、水道事業者には安定的に水を供給する責務があり、また、住民の節水を数値で見込むのは難しいことから、節水はいざという時の渇水時の対応や利水安全度の向上に活用し、新規水需要については、まず既存の水源の有効活用を図り、但し、地下水などの不安定な水源は解消した上で、水道事業者の要望に基づきつつ、必要最小限の新規水資源の開発を行う。
- ・水利権の転用は、少雨傾向などを考慮し、安定的に供給できる量を確保した上で水道事業者の判断により不要となった水源についてのみ行いたい。
- ・従来から一歩進んで、ダムの建設途中であっても、水需要の減少等による水道事業者の撤退を積極的に認め、その上で、水道事業者に必要な最小限の水需要を聞く方向に改める。
- ・水資源開発については、国土交通省内でも意見がわかれており、別の意見として、これまでの水資源開発は「需要があれば供給する」という考えで実施してきた。今後はライフス

マイルや都市政策の根本的な転換を広く国民、関係者に求めた上で、河川への負担の軽減、より自然な状態の流れの復元を目指す。そのために既存の水源の有効活用、雨水利用、循環利用を十分に行うことを基本にする。あるいは、水資源開発は基本的に行わない等の意見もある。

壊滅的な渇水被害を生じないようにするためには

- ・壊滅的な渇水被害を防止するためには、日頃からの節水が重要であるが、その上で、計画規模を超える渇水に備え、必要な用水を最小限確保する施設の整備が必要である。
- ・既往最大の渇水が起こった昭和14年の気象条件で、現在完成している施設の運用を想定し、最近10カ年の日最大取水量を使い、琵琶湖の水位がどの程度下がるかシミュレーションした結果、全く取水制限しない場合はマイナス2.4m、30%の取水制限を行ったとしてもマイナス1.64mとなる。
- ・琵琶湖の利用最低水位はマイナス1.5m、補償対象水位はマイナス2mであるが、利用最低水位のマイナス1.5m以下にしないためには、約9000万 $m^3/s$ の水が必要となる。すなわち、計画規模を超える渇水に備えるためには、取水制限もした上で、さらにあと9000万 $m^3/s$ 程度の容量を持つ施設が必要と思われる。

ダムに流入した水をできるだけ自然のままに放流するとどうなるか

- ・室生ダムでは、満杯時は流入してきた水を調整せずにそのまま放流するが、渇水時には水をためて、下流には生態系と下流の利水を補給するための必要最小限の水を流すという流況調整を行っている。この運用方法では下流の生態系に悪影響を与えとの意見があり、いくつかの運用方法をシミュレーションした。

検討1. ダムの貯水量を洪水被害の軽減という観点のみで考え、下流への洪水被害の危険がある場合のみ水をダムで貯留し、中小洪水では水をそのまま放流すると、ダムに水が貯留できる回数は平均して年間0.3回、3、4年に1回しか貯水できないことになる。高山ダムでは、洪水調整開始流量の1,300万 $m^3/s$ を上まわるのは30年間で8回、利水容量が満杯になるのは30年間で1回という結果となった。以上のことから、大洪水時のみの貯留では利水開発はできないということになる。

検討2. 検討1の結果を受けて、生態系にやさしいという観点から、ダムに入ってくる量の一定割合を常に放流した場合（琵琶湖はマイナス1.5mまで利用する）に、現行の施設で安定的に利用できる水量を求めた。結果は次の通り。

ダムに流入してくる水の1/2を貯留し、1/2を放流する場合

最近30年間の気象条件での最小は、昭和53年35.6 $m^3/s$   
最近30年間の気象条件での第3位は、昭和62年39.3 $m^3/s$   
最近10年間の気象条件での最小は、平成6年46.1 $m^3/s$

現在の半分近い確保水量となり、生活に大きな影響が出る

ダムに流入してくる水の3/4を貯留し、1/4を放流した場合

最近30年間の気象条件での最小は、昭和53年52.2 $m^3/s$   
最近30年間の気象条件での第3位は、昭和62年58.6 $m^3/s$   
最近10年間気象条件での最小は、平成6年62.1 $m^3/s$

確保水量が現状から10 $m^3/s$ 程度の減少となり、現在の水需要を10数%減らすことで対応できる範囲と思われる。将来的には、ライフスタイルの変更、雨水・地下水の活用、中水道の整備等により、節水社会を構築することで実現の可能性はあると思われる。

その他

- ・この他にも、魚道や寝屋川の水質改善のために水を流す等、環境に配慮した河川の水量確保の問題、水瓶としての琵琶湖を治水、利水に加え、環境にも配慮して使うことを考えた水利用の仕方等、議論が必要である。
- ・環境への影響、安定的な水資源の確保、コストやエネルギーの問題、節水への合意形成、実現に要する時間等を踏まえて、最終的にどう組み合わせていくのか、長期的、短期的なものを考えながらやっていく必要がある。

#### 4 主な意見

< 河川に対する意識 >

- ・住民は自分たちが居住する土地の潜在的な状況、特性を知るための学習をすべきである。
- ・水がただではないこと、淀川の水を飲んでいるということを知らない子供や大人が沢山いる。このことを知らせていくことは大事である。

< 流域管理 >

- ・都市部の洪水対策では緊急避難的に対策を講じながら、長い時間をかけて土地利用、都市計画を含めた抜本的対策という大きな方向へ持っていくべきである。
- ・治水対策の一環として都市計画について議論される場合には、片方の当事者である都市計画側の意見も聴きながら議論を進めるべきである。また、農地と市街地では流域管理の進め方、計画実現の時間軸等かなり手法が異なってくる。現場ごとの議論が必要ではないか。

< 水循環、物質循環 >

- ・ダムで土砂をためるということは、堆砂容量内であっても土砂の循環を阻害するという点で問題である。ダムの容量の問題を別にして、ダム内にたまった土砂をできるだけ海に流す方策の検討が必要であり、整備計画でも是非触れて欲しい。

< 治水、利用、環境（境界・融合領域） >

- ・ダムの要、不要を言う時には、治水と利水の両面からの検討が必要である。

< 治水の方向性、考え方 >

- ・河川だけの治水対策には限度がある。ゴルフ場開発、林野開発、宅地開発等、国土全体の問題として各省庁間が連携していくシステムが必要である。
- ・これまでは国が責任を負うという形で、河川管理者が河川整備を進めてきたが、これからは流域住民も治水について責任を分担していく方向へ転換してほしい。
- ・生きている川ではなく、水を流す水路のような考え方になっている。川は生きているということを前提とした、治水や河川利用がされていない。川の見方が大切である。

< 洪水 >

- ・何年に一度の降雨による洪水を防御するなどの考え方でやってきたが、昔に立てられた計画ですらクリアできていない。これまでのやり方では洪水の防御はできないと覚悟を持って言ってもらいたい。

- ・ほとんどの住民が洪水を体験したことがなく、安心感を持ってしまっている。しかし、淀川が破堤しなかったのは、たまたま大洪水がなかったからで、本来、土でできた堤防とは非常に壊れやすいものである。
- ・土砂でできた脆い堤防を頼りとして、洪水に対して無防備な人口や資産の集積が行われているのが現実である。その方向は今も進んでいる。
- ・日本はアジアモンスーン地域に位置し、台風を含め集中豪雨が多い国である。そういう特徴を捉えた形で土地利用や都市計画、農業、森林の問題等、総合的に考えていかなければ、土木工学、河川工学的手法一本やりでは解決できない問題である。
- ・予想だにしない大洪水は起こり得る。破堤を回避しながら、堤防を高くするのではなく浸水対策を考えながら、少しぐらいの越水は住民も許容する方向でいいのではないか。
- ・応募意見の中にもあったように、スーパー堤防の問題点として、代替地や用地買収の問題、さらに代替地移転の際の税制上の優遇措置がない等、改良、改善の余地がある。
- ・将来的には農家の高齢化、後継者不足による上流地域の水田面積の減少が予想される。保水能力のある水田の減少や、林業の衰退による山林の荒廃なども視野にいれた計画が必要である。
- ・洪水を封じ込めるための対策から氾濫するとことを前提とする対策に転換するという治水に対する基本的な理念、整備についての考え方を明確に転換すれば、具体的な対策も明確になり、自ずから治水対策が変わってくる。このような委員会、部会こそが、国土交通省以外の省庁に対して、連携や権限委譲などものを言っていくべきものと考える。
- ・洪水対策を転換して、じわじわ水が上がる程度の浸水被害は許容するとするのであれば、住民の合意を得るためにもその浸水を具体的にイメージ出来る形で示すような努力が必要である。
- ・ダムは出来るだけ作らずにいくのがいいが、洪水で人命が失われる危険がある場合など、ダム以外に方法がない場合もある。

#### <ソフト面での防災>

- ・流域住民が平生から危機意識をもてるよう、学校教育を通して教える。防災センター、水防センターを設置し、小学校、中学校向けに訓練を行うことが大切である。
- ・河川は広範囲を対象とするため、対策工事の予算措置ができない場合もある。ソフト面の対策もとりいれて、地域毎に対策を講じて行くべきである。また、危険地域に居住する住民の意識変革をうながしていく必要があるのではないか。
- ・流域住民の立場でいうと越水することにはやはり非常に抵抗がある。そのことを前提とするならば、住民に情報を発信し、理解を求め、堤内地の土地利用の仕方を誘導や、意識変革のための啓発等、住民側がメリットを感じられるような、ソフト面での対策が必要。

#### <河川空間利用（水域、高水敷）>

- ・治水を考える時、川だけでもものを見るのではなく、暮らしの模様、土地利用の仕方など総合的に変えていく必要がある。例えば巨椋池など遊水池を回復して余裕を持つなど。
- ・貴重な遊び場やグラウンドである河川敷はスポーツに対する意欲を持った子供たちを育成するために是非必要である。また車椅子でも河川敷が利用できるような配慮が望まれる。

#### <利水>

- ・委員会で琵琶湖の水を-2mまで使えば施設はいらぬという指摘があったが、琵琶湖については補償水位まで無制限に使うのか、できるだけ大切にしないようにするのかに

についても審議頂きたい。

- ・農業用水、工業用水で余った水利権の転用については、積極的に転用を働きかけなければ誰も放棄しない水利権の転用を進める手法についてどのように考えているのか。
- ・石油のパイプラインのようなものをつないで、豪雨のときはタンクに貯め、湯水るときはそれを使用するような大規模な計画と、各家庭の水道の蛇口を1mmか2mm細くして節水するなどの方法が考えられる。
- ・農業用水の水余りについては、農業が今後、輸入から自給自足へと戻って行くことを考えるなら、必要になってくると思う。その辺を見据えての対応をしなければいけない。
- ・国土交通省の水需要の積算は、水道事業者から出た水需要の数値をそのまま積み上げたものである。そのような方式が基本になった水源の確保、ダムの建設が行われていることは疑問であり、止めるべきである。
- ・上流の環境や住民の暮らしを犠牲にして水源を確保し、下流で使い放題に使うという社会のシステムは疑問である。下水処理水を再生した中水の利用や余っている水利権の調整などを検討し、新たな水資源の開発は慎重にすべきである。
- ・将来の水需要の予測には、人口の減少、高齢化による水の使用量の減少も加味して検討する必要がある。
- ・治水では浸水を受容する方向へ大きく転換しようとしているが、利水では何故もう少し踏み込めないのか。
- ・水道事業者は水を使ってもらおうべく行動するなど社会の仕組みが水を使うようになっていく。節水の仕組みなしに、節水のかけ声だけかけるのはいかなるものか。エンドユーザーである住民が水の使い方を見直す、また、水道事業者や工業用水、農業用水での節水の仕組み作り、河川管理者として、琵琶湖やダムの水の有効使用のための施設や操作管理のチェックが必要である。
- ・行政が節水目標を具体的に設定し、住民が納得するように説明することで、社会的合意を形成して、住民のライフスタイルを変えていく仕掛けをつくっていくべきである。
- ・台所も水洗便所も高度処理された「おいしい水」が使われ、「おいしい水」のいらぬところで大部分が消費されているという大矛盾がある。水の供給経路を変えて飲める水と飲めない水を区別する供給システムに変えていく必要がある。
- ・人間の欲望は切りのないものであり、その欲望に満足を与えるために、湯水対策ダムの建設を提案したい。

#### <利用の方向性、考え方>

- ・豊かな森林と開発された地域では流出係数に違いがでるなど川以外の部分が河川に及ぼす影響は大きい。川を線だけで見ず、流域の環境保全をテーマとして取り上げていかなければならない。目に見えない水という観点が大事である。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

## 第12回淀川部会の資料より抜粋



### 河川管理者説明資料より

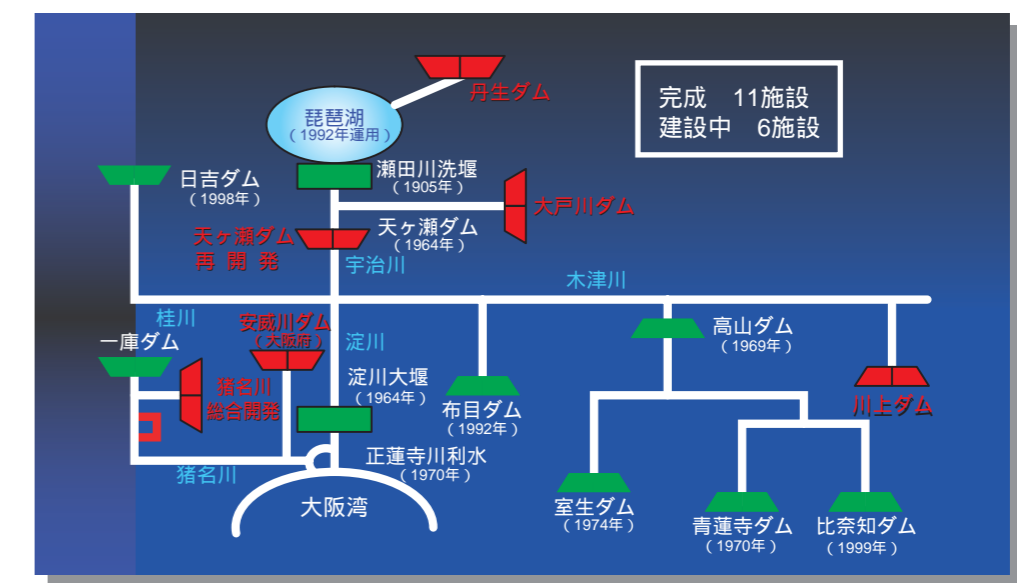
河川管理者より資料2-1「淀川水系 利水の現状と課題」を用いて説明が行われました。以下に、資料より主なものを抜粋して掲載しています。

#### 目次構成

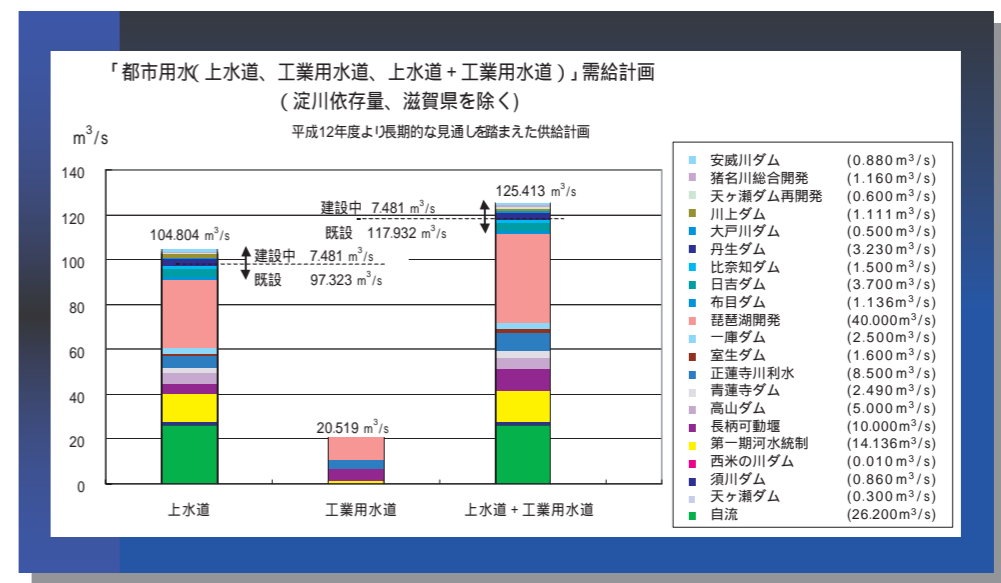
- 利水の現状について
- 水は余っているのか？
- 今後の河川整備の基本的な考え方
- 壊滅的な洪水被害を生じないようにするためには？
- ダムに流入した水をできるだけ自然のままに放流するとどうなるか
- その他の問題（環境に配慮した水量の確保）

#### 利水の現状について

##### 水資源開発施設



#### 開発水量



### 説明資料一覧

#### 配布資料リスト

資料リスト	提供主体	ボリューム ( )は頁数	資料請求 No
議事次第	庶務	A4(1)	Y11-A
資料 1 第7回委員会(2002.2.1開催) 結果概要 (暫定版)	庶務	A4(3)	Y11-B
資料2-1 検討課題についての説明資料: 河川管理者提供「淀川水系 利水の現状と課題」	河川管理者	A4(105)	Y11-C
資料2-2 検討課題についての説明資料: 大阪府提供「大阪府営水道の水需要予測について」	関連自治体	A4(5)	Y11-D
資料3-1 検討課題についての意見整理資料 (案)	庶務	A4(25)	Y11-E
資料3-2 委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表 (案)	庶務	A3(19)	Y11-F
資料 4 淀川部会における委員発言に対応する資料: 淀川工事事務所提供	河川管理者	A4(29)	Y11-G
資料5 第7回運営会議 (2002.2.1開催) 結果報告	庶務	A4(1)	Y11-H
参考資料 1 第11回淀川部会(2001.1.26開催) 結果概要 (暫定版)	庶務	A4(10)	Y11-I
参考資料 1 補足 第11回淀川部会 一般意見聴取に関するアンケート 集計結果	庶務	A4(5)	Y11-J
参考資料 2 委員および一般からの意見	庶務	A4(6)	Y11-K
参考資料 3 検討スケジュール (案)	庶務	A3(1)	Y11-L

注1: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2: 「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

水は余っているのか？

確保水量

**現行施設での確保水量（計画値）**

淀川下流域の都市用水（上水+工水）の確保水量は、  
95.548 m<sup>3</sup>/s

**安定的に確保できる量（都市用水）**

最小は、昭和53～54年で、64.412 m<sup>3</sup>/s

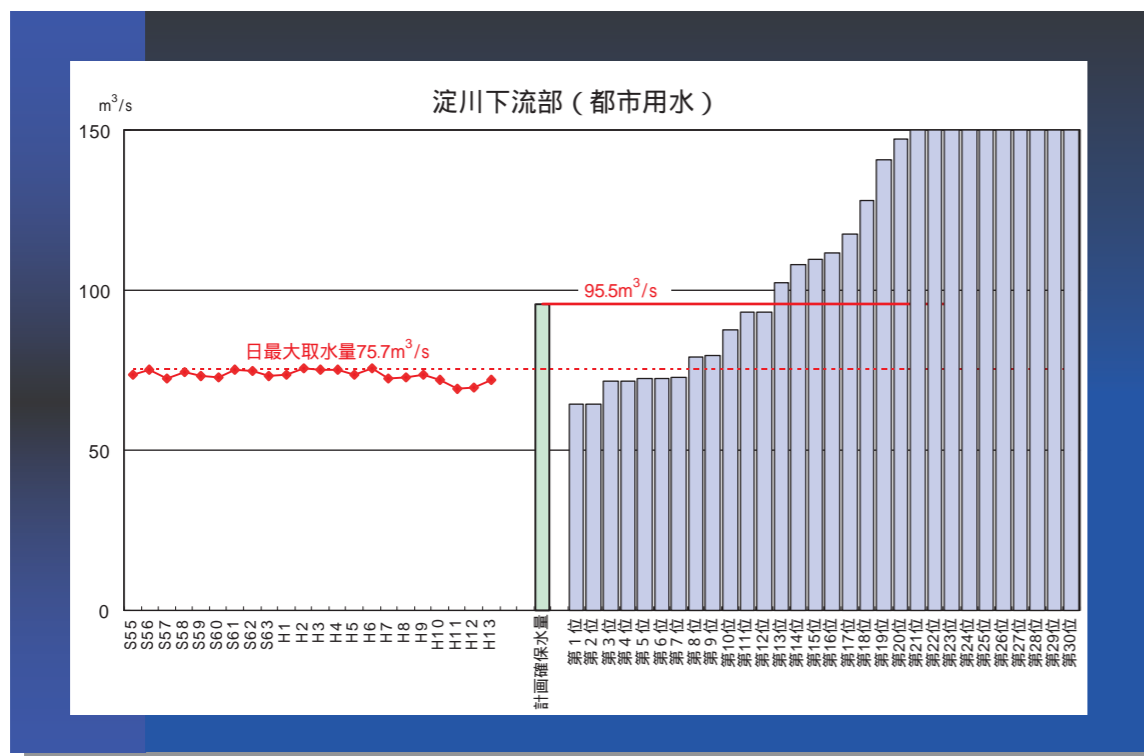
次は、昭和61～62年で、71.679 m<sup>3</sup>/s

昭和59～60年で、72.278 m<sup>3</sup>/s

平成6～7年で、72.657 m<sup>3</sup>/s

30年間の内、12年間は計画確保水量が確保  
できない状況

取水実績と確保可能量の関係



今後の河川整備の基本的な考え方

河川整備について、従来型から今後どのように転換すべきか

「河川を拘束、制御する」 「河川に生かされる」

- ・できるだけ自然に近い状態での河川の水量を確保しつつ、水を利用
- ・渇水による壊滅的な被害の防止
- ・既存施設の有効活用を図ったうえで、必要最小限の新規水資源開発
- ・環境に配慮して河川の水量を確保

壊滅的な渇水被害を生じないようにするためには？

琵琶湖の水位の考え方

-1.5mとは...

非常時を除いて、琵琶湖から下流への必要な水量（40m<sup>3</sup>/s）を確保するための放流操作を行う場合、通常この範囲に収まると判断される低水位です。

利用低水位-1.5mと補償対策水位-2.0mの関係

滋賀県と調整の結果、-1.5mを利用低水位と位置付け、-1.5mを下回る非常渇水時においても、琵琶湖周辺およびその周辺地域の水道の取水・舟運などに被害が生じないようにするために、補償対策水位-2.0mを設定しました。

-1.23mの状況



延勝寺(H6. 8.30 -1.03m)



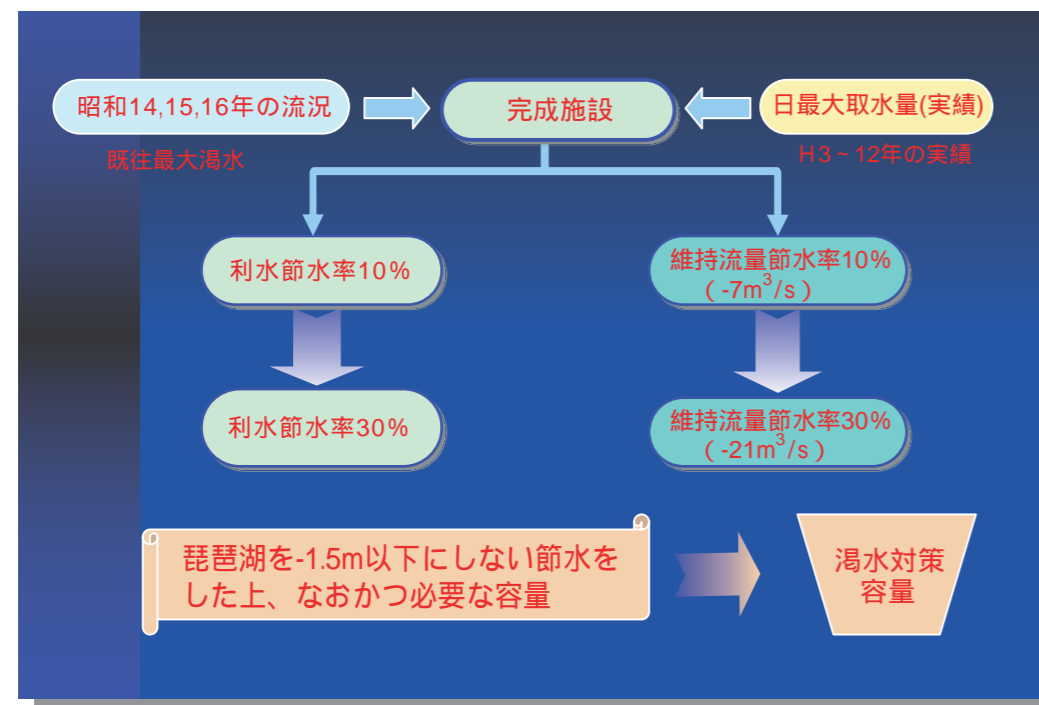
太閤井跡(H6.9.15)



浮御堂(H6.9.15)

壊滅的な渇水被害を生じないようにするためには？

壊滅的な渇水被害対応の施設整備の考え方



壊滅的な渇水被害対応の施設整備(貯水容量の確保)

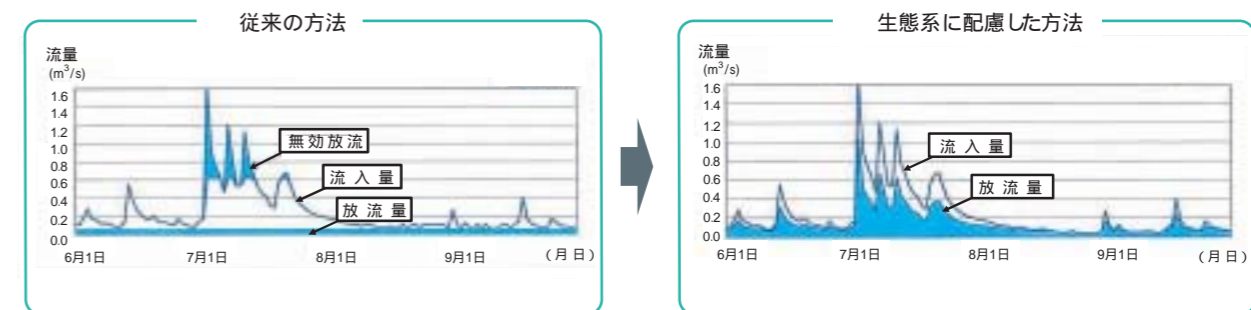
琵琶湖の水位を-1.5m以下にしないようにするためには、次の貯水容量が必要

必要な貯水容量一覧表

単位：百万m<sup>3</sup>

対象洪水	将来の水需要		現時点の水利用	
	節水無し	節水有り	節水無し	節水有り
既往最大 (S14~16年)	1,006	234	572	91
戦後最大 (S5~S54年)	415	-	152	-
近年10ヶ年の第一位 (H6年)	233	40	33	-

ダムに流入した水をできるだけ自然のままに放流するとどうなるか (シミュレーション)  
生態系に配慮した取水の事例 (できるだけ自然のまま流す (事例))



できるだけ自然のまま流す場合に安定的に確保できる水量

現行の施設で、できるだけ自然のまま流す場合 (琵琶湖は-1.5mまで利用する) に、安定的に利用できる水量を求めた。

ダムに流入してくる水の1/2を貯留し、1/2を放流する場合

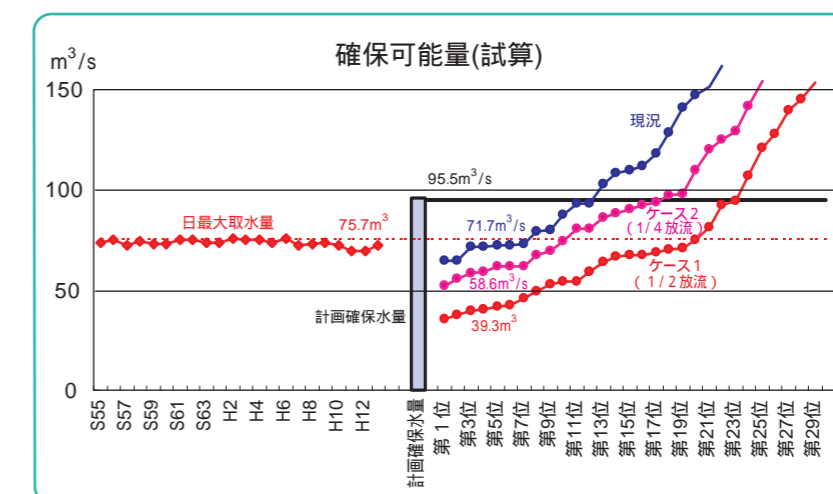
- ・30年間で最小は、S53で35.6m<sup>3</sup>/s
- ・30年間で第3位は、S62で39.3m<sup>3</sup>/s
- ・最近10年間の最小は、H6で46.1m<sup>3</sup>/s

淀川下流域の都市用水の取水量(10ヵ年最大) 75.7m<sup>3</sup>/s

ダムに流入してくる水の3/4を貯留し、1/4を放流した場合

- ・30年間で最小は、S53で52.2m<sup>3</sup>/s
- ・30年間で第3位は、S62で58.6m<sup>3</sup>/s
- ・最近10年間の最小は、H6で62.1m<sup>3</sup>/s

利水安全度 (確保水量) への影響



環境に配慮した河川の水量の確保

- 生態系への配慮
  - ・流量変動、魚道
- 水質改善
  - ・旧淀川、神崎川、寝屋川等の流量確保
- 利用のための水量
  - ・淀川大堰開門設置に必要な流量
- 危機管理のための水量



## これまで開催された委員会および部会等について

第12回淀川部会(平成14年2月5日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回委員会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
琵琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)	
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)	
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)	第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)	
	第8回琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)	第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)	
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)	第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)	
そ の 他	第9回琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)	第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)	
			第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)	
			第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)	
			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

## 当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



### 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会  
ご意見用 F A X 送信票

**FAX:06-6341-5984**

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL( )

E-Mail( )

お名前( )

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込  
および資料請求用 F A X 送信票

**FAX:06-6341-5984**

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 No と資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL( )

E-mail( )

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

## 淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.12

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

**TEL:(06)6341-5983** FAX:(06)6341-5984

E mail:k - kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。